

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援 個人事業者等支援給付金

新型コロナウイルスの影響で、事業収入が減少した市内の個人事業者等の事業継続を支援するため、一律10万円の給付金を支給します。

1 対象事業者

次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 市内に事業所があり、事業を営む個人事業者または法人で次の表の要件に該当するもの。

業種分類	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち、宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	

- (2) 市内に県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「大規模施設等に対する協力金」の対象外である事業所があり、かつ、その事業所が令和2年12月31日以前に操業を開始していること。

- (3) 令和3年6月から9月において、次のいずれも給付対象となっていないこと。

ア 国の月次支援金

イ 県の酒類販売事業者支援給付金

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売り上げ減少を対象とした給付金等

- (4) 申請時点において、事業を継続する意思を有していることなど。

2 交付要件

令和3年6月から9月までのいずれかの一月において、前年または前々年の同月と比較して、事業収入の減少率及び減少額が次の表の要件に該当すること。

区分	減少率	減少額
一般的なもの (下記に該当しないもの)	20%以上50%未満	10万円以上
事業内容が、国の「月次支援金」の給付対象とならない事業者	20%以上	

3 給付金の交付額

1 事業者あたり、一律 10 万円

4 申請期間

10 月 25 日（月）～ 12 月 24 日（金）

指定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、産業振興課に郵送で提出。

5 予算額

71,700 千円（9 月議会にて補正予算として可決）

問い合わせ

産業振興課工業振興・労政担当 電話 0463（82）9646